

●令和6年1月15日～令和6年2月2日 パブリックコメントでの意見について

番号	該当頁	ご意見（要約）	意見に対する市の見解	該当頁	計画書への反映等
1	61	自立訓練（機能訓練）と（生活訓練）の対象者を障害によって限定しているように記載するのはいかがか？	福祉サービスは、一部の障害支援区分の状況に応じて受給要件が異なるが、障害の内容にかかわらず、各サービスを受給することが可能である。本計画において、主な対象者として、記載している内容に対して、誤解を招く可能性があるため、ご指摘を受け削除することとしたい。	61	サービスの概要の自立訓練（機能訓練）の主な対象者より「 身体障がい者又は難病対象者 」を削除しました。 サービスの概要の自立訓練（生活訓練）の主な対象者より「 知的障がい者・精神障がい者 」を削除しました。
2	63	自立訓練（機能訓練）の確保方策が明記がされていないが、市は今後3年間の機能訓練の必要性がないと考えているのか？	自立訓練（機能訓練）はサービス内容及び利用状況等を勘案し、今後同程度の利用を確保する旨記載したが、「利用者が限られたサービス」との表現が誤解を招く可能性もあるため、削除することとしたい。また、機能訓練の確保方策についても、第6期の利用実績から第7期の利用見込量を計上しました。	63	【見込量の考え方】 「自立訓練（機能訓練）は、 利用者が限られるサービスであることから、 直近の第6期利用実績から利用量を見込んでいます。」としました。